

規制シート(様式)

200195701670001

平成30年1月19日

規制の名称	放射性同位元素等の規制	所管府省	原子力規制庁
根拠法令等	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(以下「放射線障害防止法」という)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	長官官房 安全規制管理官(放射線規制担当) 西田 亮三
規制目的	放射性同位元素等の使用等に伴う放射線障害を防止し、公共の安全を確保すること		
規制内容の概要	一定の数量を超える放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする者及び放射性同位元素又は放射性汚染物を業として廃棄しようとする者は、原子力規制委員会の許可が必要。一定の数量以下の放射性同位元素の使用をする者は、原子力規制委員会の届出が必要。放射性同位元素を業として販売し、又は賃貸しようとする者は、原子力規制委員会への届出が必要。 ※放射線障害防止法では、許可届出使用者及び許可廃棄業者に対して、工場又は事業所の内外で廃棄を行う場合は、原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に従って放射線障害を防止するための措置を講じることを義務付けている。	関連する予算	放射線障害防止対策に必要な経費(平成29年度予算1億円)
規制の最近の改廃経緯	・許可届出使用者等が原子炉等規制法の廃棄事業者に廃棄を委託した放射性汚染物等の規制を原子炉等規制法の規制に一元化する廃棄に係る特例の創設等(改正法公布後1年以内施行) ・特定放射性同位元素の防護のために必要な措置を新たに義務化することに伴う題名及び目的の変更等(改正法公布後3年以内施行) (以上、平成29年法改正(平成29年4月14日公布))	関連する政策評価結果	平成29年8月に原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施について政策評価(事後評価)を実施
規制を維持、改革又は新設する理由	・長期間にわたる研究機関、医療機関等から発生する放射線障害防止法や原子炉等規制法の規制対象物質を含む多様な放射性廃棄物の廃棄事業において二重規制を課すことは合理的でないため ・国際原子力機関(IAEA)の「放射性物質及び関連施設に関する核セキュリティ勧告」(平成23年1月)により、一定の危険性の高い放射性同位元素の防護に必要な措置の実施が勧告されたため	規制の維持、改革又は新設の別	改革、新設
(規制を改革する場合の改革の方向性)	「規制の最近の改廃経緯」において記載した通り。 放射性同位元素等の規制の見直しについては、平成28年5月に設置した「放射性同位元素使用施設等の規制に関する検討チーム」において検討している。		
見直し条項	原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第18条		
次の見直し時期	平成35年度		